

第 8 回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会定例会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成 1 9 年 8 月 2 8 日 午後 2 時 0 0 分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三神 和子（委員長）、松木 正一（委員長職務代理者）、 月岡 透、中島 章皓、日高 芳一（教育長）
	その他	教育総務部長、中央図書館長、教育総務課長、学校運営課長、 教育改革担当課長、教育指導課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否		公開 傍聴人数 0 人
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1．報告事項 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部 を改正する法律（平成 1 9 年法律第 9 7 号）の概要について 2．報告事項 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年 法律第 9 6 号）の概要について 3．報告事項 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改 正する法律（平成 1 9 年法律第 9 8 号）の概要について 4．報告事項 平成 1 9 年度 1 0 7 条図書採択結果について 5．その他

審議経過

委員長)

第8回教育委員会定例会を開きます。本日の署名は松木委員と中島委員にお願いいたします。

(1) 報告事項第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
(平成19年法律第97号)の概要について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等ありますでしょうか。

委員)

教育委員の定数は条例で定めているのですか、それとも法律で決まっているのですか。
教育総務部長)

豊島区の場合には、現行の法律で5名と規定されております。今回の法改正により、6名以上に増やす場合には区議会の議決をもって条例の改正が必要となります。

委員)

教育委員への保護者の選任義務化とありますが、委員を選任された時点で保護者であればよいのでしょうか。

教育総務課長)

国の通知では、区内地域で教育を受けている子どもの保護者が望ましいとあります。選考の時点で、保護者であれば資格があると考えてよいと思います。

教育総務部長)

また同通知によると、任期途中で委員のうちに保護者である者が含まれなくなった場合は、次の選任時に保護者である者を任命すればよいとされています。

教育長)

保護者を教育委員に位置づけている区が既にあるはずですが。

教育総務課長)

6区ありますが、今後も現行の5名で継続するそうです。その他の区は、今回の義務化で定数を検討中であると聞いています。

委員)

教職員の人事権について、今回の法改正では触れていないのですか。

教育総務部長)

国の教育審議会等で、政令指定都市及び中核市等にも教職員の人事権を委譲すべきだという議論がなされていますが、まだ検討中の段階であり、今回の法改正の中には取り上げられておりません。

委員)

区議会議員の定数が減らされている中で、委員の定数を増やすというのは、特別な理由

がなければ難しいのではないかと思います。あまり人数を増やすと、意思決定機関としてうまく機能しなくなる面もあります。

教育総務部長)

教育委員の定数についても地方自治体の意思で決めるというのが今回の改正趣旨かと思えます。ご指摘のとおり、何名にするのかは議論があるところです。区長に任命権がありますので調整も必要かと思えます。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(2) 報告事項第2号 学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の概要について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問ご意見をお願いします。

委員)

この改正で組織的な運営がやりやすくなるのでしょうか。

教育指導課長)

副校長に関しては、例えば杉並区では今後2校で行政職員を副校長として2名置き、新たな学校運営の取り組みを試行するという事です。その成果なども踏まえて豊島区でも学校運営のあり方を検討していきたいと考えています。

委員)

教員免許のない民間人等が校長や副校長になるケースがありますが、免許制度が破られることに疑問を感じます。

教育指導課長)

法令上は児童・生徒の教育をつかさどるのは教諭であり、指導教諭、主幹教諭です。校長は校務をつかさどる立場としています。

委員長)

運動会や遠足なども授業の一環として考えると、教員免許のない校長が講話などをするのは、支障はないのでしょうか。

教育指導課長)

学校行事は教科の授業ではなく、特別活動の一環と考えますので支障はありません。

委員)

名称だけが変わって実態はあまり変わらないという状態にならないように、お願いしたいと思います。

教育指導課長)

新たな職の設置は、当然給与や責任の重さにも反映されますし、その職ごとの業績も求められていきます。役割を明確化することによって、校長の経営方針がより伝わりやすく

なる効果を期待しています。

教育総務部長)

今回の改正で副校長等新たな職が法律上位置づけられ、現場に多くの影響があることは認識しています。指導力の向上を目指した職員の育成にも力を入れていきたいと考えています。

委員)

教員を育て、良い学校をつくっていくということが校長の本来の役割だと思います。校長の人事権・裁量権を拡大する動きはないのですか。

教育指導課長)

校長の人事構想に基づく人事異動が行われるなど、改善はなされてきています。今後、業績評価と能力開発をより関連付けていきたいと思います。

教育長)

職の分化は、機能させることに意味があります。副校長、主幹教諭に責任を持って仕事をさせるのが校長の役目であり、校長が人材を育成していくことが大事です。教員の指導を記録して文書で渡す、校長の研修会を行うなど、色々いただいている意見を活かしていきたいと思います。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(3) 報告事項第3号 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)の概要について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見いかがでしょうか。

委員)

校長の権限で、指導が不適切な教員を判断し関係機関に送るということはなかなか難しい作業です。一方、送らない間に与える子どもへの影響も大きい。実施にあたっては、うまく機能する方法・仕組みを検討してほしいと思います。

委員)

指導が不適切な教員という学校側の判断を不服とし訴訟になった場合、どう立証していくのかという問題もあります。また、早い時点で辞めてもらったほうがお互い良い場合もあります。

教育指導課長)

現在、業績評価の開示もしておりますので、どういう指導を受けてどう改善したかという職務記録をきちんととるよう学校に働きかけています。今後、有効に活用できるように制度を強固にしていきたいと思います。

委員長)

発音が悪い英語教員も指導力不足ではないかと感じます。

教育指導課長)

英語の教員に関しましては、新規採用時に英会話の実技テストを行っています。また、現職の英語教員も悉皆でレベルの高い会話力の研修が義務付けられています。合わせてALTの派遣も行い、子どもたちはネイティブスピーカーの発音を直接耳にしていますので、そういう心配はほとんどないと考えています。

委員)

問題がある教員への指導は現在でも東京都が行っていますが、今回の改正でどこが変わるのですか。

教育指導課長)

法改正により、医学の専門家や保護者が認定に加われます。東京都では現在、長期研修だけでなく、基礎的・短期的研修もあり、きめ細かな研修を行っています。豊島区としても、2年目以降の教員を対象に、GT(グッドティーチャー)研修等を行っています。学級崩壊に関しては複雑な要素がありますので、教育委員会がすぐに学校と連携し、その教員が指導力不足であるのか、学級の問題であるのか、きちんと見極めながら問題解決を図っていきます。

委員)

学級崩壊が起こる場合は、やはり教員が力不足であると思います。その力をどう育てていくかが課題です。

教育長)

教育センターでは、新規採用や指導力に不安がある教員が学べる研修コースを新たに設けました。模擬授業ができるように対応していきます。指導力不足の教師を出さないような学校づくりが第一です。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(4) 報告事項第4号 平成19年度107条図書採択結果について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(5) その他

豊島区立小・中学校の適正化 第二次整備計画策定委員会に関する情報提供
子ども安全連絡網サービスに関する情報提供

(午後4時30分 閉会)